

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

香美町上下水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、令和元年10月1日に施行する「**水道法の一部を改正する法律**」に伴い、指定給水装置工事事業者制度が**5年ごとの更新制**に変わります

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**新規申請と同じ3項目**

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

◎指定更新申請時に**4項目の確認**を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
※広域開催を予定(R2.8月以降)
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類等

<水道法施行規則第18条に準拠>

- ・**指定申請書**及び**誓約書**
- ・**機械器具調査**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)
- ・**指定更新時確認書**
- ・更新手数料(**10,000円**)

※様式は、町HPに掲載

◎**4項目確認用書類**(例)

<指定更新時確認書の添付資料>

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能の資格等

◇更新申請についてのお問い合わせ先 香美町上下水道課 TEL:0796-36-0420